

仕様書

1 件名

「『選べる』を消費者に」リーフレット等の印刷及び発送業務

2 業務内容

消費者に対し、独占禁止法や競争政策の普及啓発を図るために用いるリーフレットの原稿データを印刷し、指定の数量ごとに包装して指定の送付状を添えた上で、公正取引委員会事務総局取引部取引企画課（以下「取引企画課」という。）が指定する消費者団体及び公正取引委員会（各地方事務所等含む。以下同じ。）に発送するもの。

3 印刷仕様

(1) 「『選べる』を消費者に」リーフレットの印刷

ア ページ数 6 ページ

イ 部 数 計 18, 400 部

ウ 色 数 4C / 4C（フルカラー）

エ 校正回数 1 回（本機・本紙校正）

オ 使用用紙 再生マットコート紙 四六判 110.0kg

※ グリーン購入法に適合するものであること。

カ 仕上がり 巻き三つ折・左開き・縦 210mm×横 100mm サイズ（両面印刷により A4 用紙 1 枚の仕上がり）

キ 入稿形態 データ（PDF）

(2) 送付状の印刷（別紙の表中「送付先」①及び②に対する各指定の送付状、計 2 種類）

ア ページ数 A4 1 枚

イ 部 数 計 2 部（各 1 部）

ウ 色 数 1C / 0C（モノクロ）

エ 校正回数 1 回

オ 使用用紙 再生上質紙 四六判 55.0 kg

※ グリーン購入法に適合するものであること。

カ 入稿形態 データ（PDF）

※ 上記(1)及び(2)において、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

4 発送

- (1) 別紙の「リーフレット送付先及び送付部数一覧」を基に、前記3(1)で印刷・加工したリーフレットを200部単位で梱包する（200部に満たない場合は、当該数量で包装する。）。その際、包装の外側1面に印刷物の名称及び数量を記載する。
- (2) 5包装（1, 000部）で1カートンとし、1カートン目に前記3(2)で印刷した送付状を1枚添える。
- (3) 上記(2)で準備したものを、別紙の「リーフレット送付先及び送付部数一覧」に明示した各地に発送する。発送する際には、発送元が「東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課」であること並びに印刷物の名称及び数量が分かるように記載すること（様式自由）。

5 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限
令和元年11月22日（金）
- (2) 納入場所
11か所（別紙のとおり）

6 その他

- (1) 受注者が決定した後、リーフレット及び送付状の原稿データをCD-Rにて貸与する。本件業務終了後、速やかに、貸与した電子データを取引企画課に返却すること。
- (2) リーフレットに関する著作権は、公正取引委員会に帰属しており、本件業務以外で使用しないこと。
- (3) 本件業務に要する資材や各地への発送に要する費用等の一切の諸費用を見積額に含めること。
- (4) リーフレットを各地に発送するに当たり、取引企画課から各発送先に事前に連絡する必要があるため、発送準備が整った段階で、カートン数、発送日、到着予定日等を取引企画課の担当者に電話及びメールにて連絡すること。
- (5) 発送が全て終了した後、発送の事実が確認できる書類を取引企画課に提出すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、協議の上で決定する。
- (7) 本件業務を第三者に委託してはならない。

7 見積り合わせの手続

- (1) 見積書の提出
 - ア 提出期限
令和元年10月24日（木）正午
 - イ 提出場所
〒100-8987

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 1 4 階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

F A X : 0 3 - 3 5 8 1 - 2 9 5 1

E-mail : open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(ア) 見積書

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ 提出方法

持参，郵送，F A X 又は電子メール

ただし，F A X 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，当該決定の連絡を受けた後速やかに見積書の原本を提出すること。

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額（見積額））は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：0 3 - 3 5 8 1 - 5 4 7 4

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課

電話：0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 1（直通）

リーフレット送付先及び送付部数一覧

印刷終了後，下表のとおり，必要部数を発送すること。なお，発送時には印刷仕様書に記載の仕様・発送手順を踏まえて発送すること。

※ 留意点 宛名には，敬称（「様」又は「御中」）を付して送付すること。

送付先	所在地	必要部数	送付状
①公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室 主任相談員 井坂江美子	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101	3,200 部	1 部
②公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館 2 階	2,600 部	1 部
③公正取引委員会事務総局 取引部 取引企画課	〒100 - 8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 13 階	8,650 部	なし
④公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 5 階	300 部	なし
⑤公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 8 階	300 部	なし
⑥公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 8 階	1,800 部	なし
⑦公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 10 階	400 部	なし
⑧公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 10 階	350 部	なし
⑨公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階	200 部	なし

送付先	所在地	必要部数	送付状
⑩公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 2 階	400 部	なし
⑪内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階	200 部	なし
合計		18,400 部	2 部

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。